

償却資産に関する申告書等について

償却資産をお持ちの方には、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日まで申告していただくこととなっています(地方税法第383条)

1 申告していただく方

- ・1月1日現在、徳之島町内に事業で用いる資産を所有している法人または個人の方です。
- ・例えば、工場の機械類、商店や事務所の備品類、アパートの付帯設備、駐車場等を所有している方が該当します。

・なお、償却資産の有無にかかわらず、申告書は必ず提出してください。

2 申告書について

- ・一般的な償却資産の申告書をご利用いただくか、お手数ですが償却資産担当まで申告書の送付をお申し付けください。

3 提出期限

- ・法定申告期限は1月31日です。

4 申告の区分と提出書類

申告の区分	全資産申告	増減資産申告
申告していただく方	<ul style="list-style-type: none">・その年度の初日の属する年の1月2日～翌年の1月1日の間に事業を開始された方・初めて申告される方・自社電算で申告される方	<ul style="list-style-type: none">・左記以外の方(資産の異動のない方も含みます)
申告していただく資産	<ul style="list-style-type: none">・次年度の初日の属する年の1月1日現在で所有しているすべての償却資産	<ul style="list-style-type: none">・その年度の初日の属する年の1月2日～翌年の1月1日の間に増加及び減少した資産(町内町外へ移動させた資産を含む)・償却資産課税台帳の種類別明細書に記載されていない申告漏れの資産
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・償却資産申告書・種類別明細書(全資産用)	<ul style="list-style-type: none">・償却資産申告書・種類別明細書(増加資産用)・種類別明細書(減少資産用)

《注意事項》

資産の増減のない場合でも必ず申告書を提出してくださるようお願いいたします。また、廃業・解散・転出等についてもその旨を「備考」欄に記入して申告してください。

正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第386条及び徳之島町税条例第75条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰則を科されることがあります。

◎問い合わせ先

徳之島町役場 税務課 償却担当
0997-82-1111 (内線142)